



2026 年 8 月 6 日

会 社 名 センス・トラスト株式会社
(コード：490A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 今中 康仁
問合せ先 取締役 CFO 山下 竜一郎
T E L 06-4792-7158
U R L <https://sense-trust.co.jp/>

当社従業員等に対する新株予約権（無償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 6 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員に対し、下記の通り新株予約権を発行することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社執行役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的として新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権が全て行使された場合、2026 年 3 月期末時点での発行済株式総数に対し、最大で 6.34%程度の希薄化が生じますが、対象者である執行役員及び従業員が当社の事業拡大および業績目標の達成に向けて意欲を高め、企業価値の最大化に貢献することで、結果として株主の皆様の利益向上につながるものと考えております。

したがって、本新株予約権の発行による株式の希薄化の影響は合理的なものであり、当社の既存株主の皆様の利益を著しく害するものではないと判断しております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

センス・トラスト株式会社第 1 回新株予約権（税制適格ストック・オプション）

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社執行役員及び従業員 95 名 64,000 個

(3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「目的株式数」という。）は 1 株とする。

なお、当社が、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、普通株式について株式分割（普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で目的となる株式の数の調整を行うことができる。

(4) 募集新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の総数

64,000 個

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 15,750 円とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に当社が調整前行使価額を下回る価額で普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）、当社は次の算式により行使価額の調整を行うことができる。調整する場合、当社は本新株予約権者に調整内容を通知する。なお、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり} \text{の払込金額}}{\text{新規発行前の調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \\ \text{調整後行使価額} = & \text{調整前行使価額} \times \end{aligned}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の調整前行使価額」を「処分前の調整前行使価額」にそれぞれ読み替える。

また、上記の他、割当日以降、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は 2028 年 8 月 25 日から 2036 年 8 月 24 日までとする。

なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

イ 各新株予約権の一部の行使ではないこと。

ロ 本新株予約権者が、権利行使時においても、当社における取締役又は従業員の地位にあること。ただし、本新株予約権者が、定年退職その他のやむを得ない事由により当該地位を喪失した場合であって、当社の取締役会決議により本新株予約権の行使を認める範囲が定められたときは、本新株予約権者は当該範囲において、本新株予約権を行使することができる。

ハ 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

ニ 権利行使時において、当社の普通株式が金融商品取引所（プロ投資家向け市場（TOKYO PRO Market その他の金融商品取引法第 2 条第 32 項に定める特定取引所金融商品市場をいう。）を除く。なお、疑義を避けるために付言すると金融商品取引所には外国の取引所を含まない。以下同じ。）へ上場されていること。

ホ 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場した日から起算して 180 日を経過していること。ただし、当該上場に係る主幹事金融商品取引業者が本新株予約権の行使を書面又は電磁的方法により承諾した場合は、この限りではない。

へ 本新株予約権者（本新株予約権者が死亡した場合には、本新株予約権者の相続人をも含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、本新株予約権の行使をすることができない。

- a 拘禁刑（又は禁固刑）以上の刑に処せられたとき。
- b 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- c 支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなり、若しくは発生記録請求を行った電子記録債権が支払不能となったとき。
- d 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
- e 法令、本契約の規定又は当社の社内規程に違反した場合において、当社が本新株予約権を行使させることが相当でないと認めたとき。
- f 当社又は当社の子会社と競業関係にある会社の役員又は従業員となったとき（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）。
- g 不正行為若しくは職務上の義務違反又は懈怠があったこと等により、本新株予約権を行使させることが相当でない事由が生じたとき。
- h 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ）であること又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与をおこなっていることが判明したとき。
- i 本新株予約権者が反市場勢力等（総会屋、仕手筋、不公正ファイナンス関連者、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ）であること又は資金提供等を通じて反市場勢力等と何らかの交流若しくは関与をおこなっていることが判明したとき。

（９）会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

イ 当社の株式の譲渡（当社の総議決権の過半数を保有する者が当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。）、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会決議）により承認された場合には、当社は、当社の取締役会決議により別に定める日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ロ 本新株予約権者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役又は従業員の地位をいずれも失った場合には、当社は、当社の取締役会決議により別に定める日が到来することをもって、当該本新株予約権者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付する。この場合においては、残存新株予約権は、組織再編行為の効力発生日に、消滅する。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（３）に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（６）で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記（７）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（７）に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

上記（８）に準じて決定する。

ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記（11）に準じて決定する。

チ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

リ 再編対象会社の新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

上記（９）に準じて決定する。

ヌ 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

再編対象会社の新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。この端数については、行為をした本新株予約権者ごとに判断をする。

(11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

ロ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要する。

(13) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。この端数については、行為をした本新株予約権者ごとに判断をする。

(14) 本新株予約権の割当日

2026年8月25日

(15) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上